

令和 3 年 第 2 回

伊根町議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 23 日（第 2 号）

伊 根 町 議 会

令和3年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和3年 6月23日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和3年 6月23日 9時26分			議長	濱野 茂樹	
	閉会	令和3年 6月23日 11時37分			議長	濱野 茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山 義宗	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	佐戸 仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野 茂樹	○	
	5	山根 朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	地域整備課長	森田 連三	○	
	副町長	上山 富夫	○	教育次長	石井 明博	○	
	教育長	岩佐 好正	○				
	総務課長	鍵 良平	○				
	企画観光課長	千賀 和孝	○				
	住民生活課長	増井 和彦	○				
保健福祉課長	石野 靖	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署名議員	1番	和田 義清		5番	山根 朝子		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和3年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和3年6月23日(水)

午前 9時26分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- コロナワクチン次回接種は 佐戸 仁志
- PCR検査の拡充について 大谷 功
- 水道事業の広域化、連携について
- 風力発電事業計画について
- 年をとっても今後安心して暮らしていける取り組みについて 上辻 亨
- 敬老事業の取り組みについて 山根 朝子
「生理の貧困」について
- ふるさと応援基金による寄付金指定項目の増設について 和田 義清
- 海岸保全について 中嶋 章
水上バイクの規則について

日程第 3 発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定について

日程第 4 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- コロナワクチン次回接種は 佐戸 仁志
- PCR検査の拡充について 大谷 功
- 水道事業の広域化、連携について
- 風力発電事業計画について
- 年をとっても今後安心して暮らしていける取り組みについて 上辻 亨
- 敬老事業の取り組みについて 山根 朝子
「生理の貧困」について
- ふるさと応援基金による寄付金指定項目の増設について 和田 義清
- 海岸保全について 中嶋 章
水上バイクの規則について

日程第 3 発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定について

日程第 4 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和3年6月23日(水)
午 前 9時26分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(濱野茂樹君) 皆さん、おはようございます。
早速ですが、これより会議を開きます。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(濱野茂樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、
1番、和田 議員
5番、山根 議員を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(濱野茂樹君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、コロナワクチン次回接種はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。8番、佐戸議員。
- 8番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。
早速ですが、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。
中国武漢で発生いたしました新型コロナウイルスは、様々な形に変化し、発生より1年以上たった今でも収まらず、我々の生活形態、経済活動にも大きく影響を与え、いまだ終わりのない状態であると思います。
私も当初、未知のワクチン接種には消極的でありました。3人の子供たちにも接種をしないように言っていました。しかし、このウイルスは様々な形に変異を繰り返し、若者は感染しても症状が出ず感染を広げていく。体の弱った人、老人などは重症となり、死亡していく。感染発症に2週間くらいかかり、感染者を発見したときには多くの人への感染源となっているという大変厄介な感染症であります。
この感染症を収束させるにはワクチン接種しかなく、ワクチンの安全性も多数公表され、ワクチン接種に賛成するものとなりました。私のように他市町村の方と多く接する職業の者は、感染というものに大変敏感になっております。会合に出ることをやめ、他地区の方々となるべく会わないように心がける1年間でした。家には90歳近い父親、妻は特別養護老人ホームの職員であり、私も重症するであろう持病持ちであります。
我が伊根町のワクチン接種は順調に進んでおり、府内で一番の早さではないかと思っております。職域内でも多くの感染者が出ており、従業員9人くらいの会社が1か月間シャッターが下りたままということもありました。もし自分の会社でと思うと、従業員5人のうち、私と息子がワクチン接種を終了しており、もしもの事態が起きても安心であると思っております。
観光業に近年力を入れている伊根町にとって、町内でのウイルス感染を防ぐことは重要であります。私の周りでも、観光客ではありませんが、2年近く伊根への帰省を控えてきた方々が親元でのワクチン接種状況を聞き、里帰りされています。日本国、京都府の協力の下、早期のワクチン接種を実現させていただいた町幹部の皆さん、ここ2か月、休日返上で接種活動をしていただいた町職員の皆さんに感謝し、敬意を表したいと思います。

まだまだ分からないことの多いウイルス、ワクチンではありますが、我々が今回接種したワクチンは、保存が難しいと言われているファイザー社製であります。大阪、東京、職域接種などに使われているモデルナ社製ワクチンも同様です。来年以降は国内承認され、現在、国内でライセンス製造されている扱いも保存も容易とも言われているアストラゼネカ社製ワクチンへと変わるのでないでしょうか。ファイザー社製でできた体の中の抗体に、後から他社のワクチンを体内に入れて大丈夫なのか。

また、今回、全国民無料で接種されたワクチンは、はっきりしたことは分かりませんが、1年くらいで効果が消えるとも言われております。この1年でウイルスが国内からなくなるとは思えず、来年夏以降も集団接種が必要ではないかと思っております。

今回の1人2回分のワクチン費用も様々言われていますが、集団免疫が起きると言われる70%、80%の接種ができるよう、本年のような集団接種体制、全町民の無料接種ができないか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問のありましたコロナワクチン次回接種はについてお答えをしますが、いささか気が早い話じゃないかなと思っております。感じておるところでございます。現在行われておりますワクチン接種は、全国の市区町村において、7月中旬に65歳以上の方、10月、11月には、希望者全員に完了したいという政府見解が、つい先日報道により示されたところでございます。しかしながら、現状を見ますと希望的観測であろうかなと思うところでございます。

本町では、医師の協力をはじめ接種できる看護師が多かったため、1日当たり最大500人程度の接種が可能となりました。当然、役場職員も訓練に訓練を重ね、結果として、ミスもなく今月中に、中学生は除きますが、希望される方全員の2回接種完了の見込みが立ったところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスは変異を続け、今後どのようなことが起こるのか、全く予想ができないところでございます。

今般のワクチン接種は、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定が適用されております。

平たく言えば、厚生労働大臣が都道府県知事を通じて、市町村長に指示を行う臨時の予防接種として行われております。そうでありますから、かかる費用、ワクチン、注射器はもとより、医療機関への接種料、会場運営の経費も、全額が国が財源を保障する仕組みになっております。

参考までに、予防接種には法律に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種がございます。定期接種と今回のコロナワクチンなどの臨時接種が法定接種と言われております。ちなみになじみの高齢者以外のインフルエンザワクチンは、任意接種に位置づけられております。

今後、この新型コロナウイルスワクチン接種がどのように扱われるのか、これは全く見えておりません。世界各国で接種が進み、集団免疫ができ収束に向かうのか、それとも半年、1年後には免疫力が落ちて再接種が必要となるのか。それも、今回のように2回接種なのか、それとも1回でいいのか。さらには、どの位置づけの予防接種になり、誰が費用負担をするのか、何も全く見えておりません。

ただ言えることは、我々は国の方針に沿い、法に基づいて町民の命と健康を守るため、安全かつ迅速に対応するというところでございます。次回接種につきましては、国の方針が見え次第対応を検討し、速やかにその対応策をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） ありがとうございます。やはり少し私の一般質問が早かったようで、失礼いたしました。

最近、全国ニュースで唯一のコンビニがなくなるとか、あまりよいイメージのニュースがないこの伊根町におきまして、今回のワクチン接種の早さを近隣市町の我々の同じ業界の方々に羨ましく

思われています。私は、伊根町の生まれ住んでよかったと誇らしく思っています。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、PCR検査の拡充について、水道事業の広域化、連携について及び風力発電事業計画についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

まず、新型コロナウイルスによります非常事態宣言は解除されまして、まん延防止措置に移行したものの、業者の皆さん、町民の皆さん、非常に厳しく苦しい状況にありますこと、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

そんな中で、伊根町では、2月から新型コロナに有効だとされますワクチン接種に向けて知恵を絞り、リハーサルを重ね、改善を重ねながら、職員総出で集団接種を進めてきました。おかげで他の自治体に先駆けて接種が大きく進んでおり、町民の皆さんも伊根に住んでいてよかったと喜んでおられることと思っております。これだけ早く希望者に接種が完了できるのは、単に人口が少ないというだけではなく、コロナ感染から町民の命を守るという伊根町の強い決意の表れであろうかと、またそれを支えた担当課、従事者、職員の皆さんには、敬意を表しますとともに心より感謝を申し上げたいと思っています。

しかしながら、12歳から15歳の接種が始まったことで、全国から恫喝的、脅迫的内容の電話などが役場にかかってきました。私も電話で、ニュルンベルク裁判にかけるので死刑になるとか、人体実験のチケットをプレゼントしたすてきな大人はこの人だと、写真入りでフェイスブックに上げられております。

国から認められている接種で、保護者への説明、同意の下で任意に行われる接種に対し、恫喝電話などは残念で仕方がありません。私たちは、ワクチン希望者に速やかな接種が進むことを望み、ウイルス感染が早期に収束することを期待するものであります。

それでは、通告に基づきまして、PCR検査の拡充について伺います。

ワクチン接種が伊根町では順調に進んでいますが、新型コロナウイルスワクチンは、感染症の発症を抑える効果が確認されているものの、他人に感染させないという効果は未確認であると言われております。ワクチンの効果は100%ではありませんし、感染予防効果あるにしても一定の割合以上の人が接種しないと、集団における感染予防効果は出ません。

伊根町以外での接種がどう進むのかも注視し、当面は、今できる感染予防対策を続けていくしかありません。検査をすることによって無症状感染者を隔離、保護し、点から線、そして面への拡大を阻止し、感染拡大を抑えることも必要であると思われまます。

また、変異株の動向も監視する必要もあり、PCR検査、簡易検査等で、町外の方と接触の多い宿泊業者、接客業者、老人施設等定期的に個別的に検査ができるよう、検査キットの購入補助が必要だと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、水道事業の広域化、連携について伺います。

今年の3月、北部5市2町によります第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョンが発表され、その中で、具体的取組の一つとして水道事業の広域化・広域連携事業が上げられています。水は公衆衛生の向上及び増進の具体化として、水道法で、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るとされています。だからこそ命の水は民間に移行せず、公が担ってきたところでありまます。水道は自治体が各事業体で経営状況も異なっているのが実態で、地理的な問題などからも広域化は似合わないと思っております。

前回の町長答弁では、伊根町にとってのメリットは、薬品等の共同購入、情報共有ぐらいなもの、デメリットとなるようなことは、広域連携の協議に上るとしても、当然取り組むことはないと答えられました。今回、事業概要として、事業者の抱える課題の抽出、広域化等の効果分析、窓口業務、水道施設管理、水質検査の共同委託とセンター化、財務会計、料金徴収などのシステム共同化検討、電力、薬剤等の共同入札、水道施設の一部統合の検討などを上げ、連携できるところから順次取り組み、2024年度以降一斉に連携を図るよう調整を行うとされています。今後の伊根町の水道の方向性をどう考えているか伺いたいと思います。

最後に、風力発電事業検討について伺います。

丹後に大手ゼネコンによる風力発電機の建設計画があります。予定地は2か所で、仮称丹後半島第一風力発電事業として伊根町菅野地区と宮津市日ヶ谷地区の周辺、第二風力発電事業として京丹後市丹後町宇川地区の周辺のとおりです。

風車の高さは、最大約180m、羽根の直径は最大約136mで、第一発電に最大12基、第二発電に最大15基の計27基を設置予定で、発電量は2か所で一般家庭約5万2,000世帯分となっています。国の固定価格買取制度で全量売電する計画ということです。

詳細な設置場所について、22年の春から予定している風況調査や、同法に基づく環境アセスを基に決定をし、25年8月に着工、27年8月の運用開始を見込んでいるということでもあります。

自然エネルギーの風力発電について、全否定するものではありませんけれども、太鼓山の風力発電と比べてもかなり大規模な施設であり、建設用道路の問題、騒音の問題、自然環境などへの影響も懸念をされます。詳しい計画の中身はどういうものなのか、伊根町は内容を把握しているのか、また会社から住民への説明は予定をされているのか、伊根町としての対応はどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目、PCR検査の拡充についてお答えをします。

この質問は、さきの3月定例会での山根議員さんの一般質問と同様の内容かと思えます。当時と考えは変わっておりません。

端的に申し上げますと、本町の感染状況、それを鑑みながら、かける費用と得られる効果を比較しても感染拡大防止効果が見込みにくい。また、検査時点での陰性結果でしかない。真に必要な方から優先的に検査は行われるべき、また簡易キット等では公式の陰性証明が出るのか、若干疑問でございます。等々の理由から、幾ら宿泊業者とはいえ検査の拡充の予定はございません。観光協会のほうからもそのような要望はいただいているところでございます。

伊根診療所、本庄診療所には、発熱外来を設置しております。PCR検査も可能でございます。できます。発熱等、体の不調があれば受診いただき、医師の指示に従ってください。医師が必要と判断すればPCR検査は行われます。そして、この検査は無料でございます。そういう体制を伊根町は整えております。

先日、府が発表したものに、府内全域の高齢者や障害児・者の通所系事業所に従事されている職員を対象としたPCR検査を実施するとありました。ちなみに入所系は以前から実施されています。長寿苑もしかりであります。ここはすみ分けとして、我々市町村は全力でワクチン接種に当たる、都道府県は感染者や濃厚接触者の対応をすることから必要な検査を実施する、このようなすみ分けでよいのではないかと考えております。

伊根町は80%以上の方がワクチン接種を済まされ、言わば集団免疫を獲得した町である、さらに観光・接客業者は徹底した感染予防対策を取っている、また体の不調を来した者は発熱外来を受診し、必要に応じてPCR検査も行っている、そういうことを観光客にお知らせすれば不安は払拭できると思います。問題なく通常の生活を送っておられる方が、殊さらPCR検査にこだわる必要はないように思います。

次に、水道事業の広域化、連携についてお答えをいたします。

議員発言のとおり、第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョンが本年3月に発表され、その中で水道事業の広域連携事業が上げられております。この件につきましては、令和元年9月の一般質問で水道事業の広域化について答弁をいたしましたとおり、現在もその内容と変わらず、メリットがあれば参画していくというものでございます。他市町では電力の共同入札、徴収事務委託などを先行しておりますが、それらに当町の規模での参画はかえってデメリットの発生が危惧されます。現段階でメリットがあると判断できる業務は、薬品の共同購入などごくごく限られたものでございます。

先行市町の状況を見つつ、明らかなメリットがあると判断される部分であれば、参画はやぶさかではありませんが、策定されたビジョンはあくまでもビジョンであり、当町における利害を冷静に

分析していく方針は変わらず、当町から積極的に広域化、連携を進めるものではありません。

最後に、3点目のご質問、風力発電事業計画についてお答えをいたします。

現在、当地域では2つの風力発電事業計画があります。1つは、京都府太鼓山風力発電所が令和2年3月をもって終了し、後施設利用として京都府が公募により新たに民間事業者を誘致することとなった計画でございます。こちらは議員もご承知かと思っておりますので、詳細説明は省略させていただきます。

いま一つは、質問にありますとおり、ゼネコン大手の前田建設工業株式会社が計画するものであります。前田建設工業株式会社からは、令和2年11月20日、計画段階であるがとの前置きの上、挨拶と簡単な説明を担当課のほうで伺っております。そして、令和3年5月19日、事業の概要とスケジュールについて説明をいただき、建設予定地の筒川財産区の地権者同意書取得が前提となるので、その調整の依頼を受けております。

ご質問の後者の大手ゼネコンが計画している事業について、分かっている範囲で概要について説明申し上げます。

東京に本社を置く前田建設工業株式会社が計画する（仮称）丹後半島第一・第二風力発電事業であり、事業実施想定区域は、伊根町字菅野と宮津市日ヶ谷地区、そして京丹后市にまたがる地域で、事業規模は、発電機1基当たりの出力、最大4、300キロワット程度、基数としては最大12基程度、当町には二、三基、またひょっとして4基、5基になるかと聞いております。総出力、最大5万1、600キロワット程度でございます。

事業スケジュールでございますが、令和3年から令和7年度が地元との協議及び調査、令和7年から令和9年は建設工事、そして令和9年の後半から事業運転開始を目指しているとのことでございます。

計画風車の概要でございますが、議員もおっしゃっておられましたが、発電機出力は最大4、300キロワット、ブレード、羽根でございますが、直径は103mから136m、ナセル、羽根の中心の発電機までの高さは72mから102m、最大高は約124mから188mとなります。

令和2年3月まで運転しておりました太鼓山風力発電設備に比べますと、1基当たりの発電機出力は約5.7倍、ローター直径、ブレード回転範囲の直径は約2倍、最大の高さは約2.4倍と大きな施設規模となり、自然への影響も危惧されるところでございます。

当町の対応についてですが、大きく2点が考えられると思っております。1つは、筒川財産区への協力でございます。基本、業者と筒川財産区と協議して事業を進めるため、財産区の代表者の方との連絡調整を行うものでございます。財産区から用地を賃貸し、運転開始してから約20年間稼働し、その後は施設を撤去し、更地にしてから土地を返還される予定でございます。

2つ目は、環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントでございます。事業を実施するに当たっては、環境に与える影響についての調査、予測及び評価に関する書類を業者が作成し、京都府に提出します。町は、その書類に関して吟味し、京都府及び業者に意見を述べることとなっております。

第6次総合計画では、豊かな自然環境を守る取組の一環として、省エネルギー対策や風力発電等の再生可能エネルギーの利活用を目指すと記載しており、当町も継続して、国庫補助「エネ高」を活用した取組も行っております。

本件のような再生エネルギーを活用した事業については、町民の生活や健康、自然環境に害を及ぼさない限りは協力すべきと考えております。また、財産区には土地の賃料が入り、町には固定資産税の歳入も見込めることは町益にかなうものと考えております。

議員ご質問にありました地元との話、先ほど申し上げました5月に来られたときに地元さんと調整に入りたいということをおっしゃっていましたが、今コロナの関係で遅れておまして、7月に入ってからそろそろ調整になるのかなと、定かな日程は決まっておりますが、現地の筒川財産区の皆さんとの説明会が、話し合いが始まるところでございます。

大規模な開発事業を実施する際には、環境アセスという高いハードルがございます。これがクリアでき、しっかりと自然環境や住民の生活環境が守られるのであれば、当町とし事業については

前向きに検討したく考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 風力発電事業についてですが、町長さんもおっしゃられたとおり大変大規模なものだというふうに思っています。今までの想像を超えるようなことが起こるかもわかりません。町民への情報公開と、町としての慎重な判断を最後まで行っていただきたいとお願いしまして質問を終わります。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、年をとっても今後安心して暮らしていける取組についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

今月末で集団予防接種が終わるということで、医療従事者の皆さん、また職員の皆さん、本当に日曜日もお出勤ということで、ご労苦に対しまして敬意を表します。お世話になっております。ありがとうございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町では、少子高齢化と人口減少により、高齢化率45.1%で府内で最も高くなっております。65歳以上75歳未満の前期高齢者の割合は17.3%、75歳以上の後期高齢者の割合は27.8%で、約3人に1人が後期高齢者であります。

私が住んでいる筒川地域においては、人口減少により、小学校、保育所、診療所、郵便局、農協がなくなり、過疎が急速に進んできたのかなというふうに感じております。

今年4月末まであった本庄地区のスーパーAコープが閉店され、多くの利用者の方が生活用品から農業資材の購入が困難となり、困っておられます。ネットで購入できる方や車で他市町まで買物できる方はよいが、だんだんと年を取り、車の運転も困難となり不便を感じるようになると思います。

買物支援バスはあるが、バスに乗れないような人への生活用品購入等の支援、今後、安心して買物や病院、行きたいところへ行けるような移動手段を考えますが、どのように考えられているのでしょうか。

また、近年、認知症により行方不明になる方が増えております。当町でも5月12日、本庄地区の70代の女性の方が行方不明となり、13日の朝から地元消防団、消防署、警察の方々の捜査も2日間しましたが、依然行方不明の状況であります。人口減少で人気のない山に山菜取りや散歩される方もおられます。今後、1人で出かけるときなど、身につけていれば位置情報が確認できるような家族の方が安心できるような対策を考えるが、今後そのような取組の考えはないでしょうか。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるように伊根町の高齢化率は府下一、最も高齢化の進んでいる町でございます。かつてから少子高齢化という言葉が伊根町の代名詞のように使われてまいりました。しかしながら、ここにきて少しうれしいことがございます。それは、京都府が2021年3月に発表いたしました「地域子育て環境『見える化』ツール」によりますと、2015年から2018年の伊根町の合計特殊出生率は2.0となっております。これは何と府下1番の高い割合となっております。全国の合計特殊出生率は1.38、京都府は1.28という状況で、2.0という数値は極めて高いものでございます。これまでの子育てへの取組が成果として数字で現れたものと自負をしております。

一般質問に戻ります。4月30日をもってAコープが閉店となり、生活用品から農業資材の購入が困難になっております。ネット購入も車の運転もできず買物が困難となり、不便を感じる方が多い。本当にそのとおりでございます。

町では、Aコープを目的に走らせていた買物支援バスを養老のにしがきに変更し、併せて本庄地区の方々を対象に増便も行い、買物支援の充実を引き続き図っております。

バスに乗れない方への支援、安心して買物や病院、行きたいところへ行けるような移動手段をど

のように考えるかとのご質問でございますが、まさにそれらに対処する手段がデマンドタクシーであると考えております。自宅から目的地までドアツードアの移動サービス、これを提供しようというものでございます。

運行開始は令和4年4月、これに向けた実証実験運行を今年の9月、10月の2か月間実施いたします。実証実験運行については、伊根町地域公共交通会議にお諮りし、関係機関での協議を調べ、現在、運輸局に届け出を行う準備を進めております。

実証実験は、エネ高補助金をうまく絡めて実施しますので、無償での運行としますが、本格運行の際は運賃の負担が必要となります。実証の結果をもって運賃をどの程度にするのか検討をしております。

また、デマンドタクシーの運行範囲は伊根町内のみとなります。これは、本格運行の際も同じになります。宮津駅に行けません。北部医療センターにも行けません。にしがきにも行けません。やはり市町をまたぐ移動は、丹海バスをご利用いただくこととなります。

バスに乗れないとは、身体的な理由で乗れないのか、そうであれば社協の福祉有償運送をご利用ください。

行きたいところへ行けるような移動手段とは、どこまでを想定されておられるのか定かではありませんが、自家用車並みとはいきません。デマンド運行の目的地は、公共施設、診療所など、ある程度場所を絞った運行を行います。

デマンドタクシーも公共交通の一つでございます。公共交通は、みんなが利用することで成立するサービスです。丹海バスもそうでございます。この新しいサービスも利用していただかないと、運行し続けることはできません。少しハードルは高いかとは思いますが、年と取ってから車の運転が困難になり不便を感じるから公共交通を利用するのではなく、車に乗ることができることから公共交通も使った移動をしていただくことが重要かと思うところでございます。

実証実験に併せて、現在、いねばんと連動させた予約アプリの開発も進めております。いねばんトップにデマンド予約のボタンを設置し、そこからなるべく簡単な操作で予約できる仕掛けを構築すべく業者と開発協議を行っております。いねばん機能をうまく使うことで、予約完了通知、予約日前日に予約状況を確認いただけるリマインド通知も考えております。

実証実験は、事前に参加していただける方を募集します。本格運行の参考のためにもできるだけ多くの方に実験に参加いただき、データ収集に努めたく考えておりますので、議員におかれましてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2つ目のご質問でございます。

5月に本庄浜で70代の女性が行方不明になりました。消防団、消防署、警察にも捜索いただきましたが、残念ながらいまだに発見できていない状況でございます。

議員は、身につけておけば位置情報が確認できるような取組の考えがないかと問われておりますが、これはあります。例えば携帯電話を契約しGPSサービスを利用すれば、議員おっしゃる位置情報は確認できます。その他にも同様の位置情報サービスはありますが、高齢の方は、携帯電話やそういったサービスの器具を持ち歩かれない、不携帯電話が大半で、サービスの利用は登録しても器具を身につけていないため、いざというときに活用できない方が多い状況であろうかと思われま

す。我々にできることは、こういった事案が1件でもなくなるよう、「山菜取りや山歩き、散歩されるときには位置情報サービスの機械を持ちましょう」という呼びかけになるかと思えます。携帯電話の契約に補助金を支出をするわけにはいきませんので、答弁としては、広報・啓発活動を充実させていただきますとの答えとさせていただきます。

総じて年を取っても今後安心していける取組ということでございますが、誰もいきなり年を取るわけではありませんが、遅かれ早かれ誰もがそのような境遇、立場になってまいります。いずれ行く道であります。

交通問題にしても、位置情報サービスの問題にしても、それぞれが若いときからそのような境遇になったとき、どうあってほしいのか、また自分ならどういう備えができるのか、そういったことを常に念頭に置いておくことが重要であると考えます。

第6次総合計画にも記述がありますが、安心安全を守るためには、保健福祉医療、消防防災、交通体制など、そういったものがしっかりと連携をする、また住民、地域、行政がしっかりと連携をする、もって何事にも対応できる体制づくり、仕組みづくりが大事と考えます。

地域特性を生かした産業振興など、本町に暮らす人々が幸せを実感できる満足度の高いまちづくりを自助、共助、公助の下、本町に関わる全ての人によって推進することにより、目標像であります「みんなで創るええまち」の実現に向け、鋭意努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

9月、10月にはデマンドタクシーの実証実験をされるということではありますが、京丹後市では、今月30日からAIを活用した予約型乗り合いタクシーの事業が始まると聞いております。また、京丹波町の竹野地区では、独り暮らしの高齢者などの移動手段として、コミュニティーカーシェアリングの取組も始まっておりというふう聞いておりますので、そういったところの地域の実証事件等々も組み入れて、当町に合った事業を進めていってほしいなというふうと考えております。

また、70代の方が行方不明になったということで、今後もそういう方が増えてくるんじゃないかというふうに懸念しております。もちろん町からは、そういった1人で出歩くときは気をつけてほしいというような啓発、持ち物、携帯電話を持って出るとか、ちょっとした手首にはめたり、首から下げたり、それで分かるようなものがあればなと思って質問させてもらったわけですが、出かけるときなどの啓発運動を十分していただきたいというふうと考えております。

以上で終わります。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員おっしゃるように、京丹後のほうでも、それから京丹波のほうでも、全国津々浦々いろいろな実証実験なり対策が取られております。そういった本当にいろいろな事例というものは参考にさせていただきたいと思っております。参考にするだけじゃなくて、そのいいところをしっかりとそしゃくしてかみ砕いて、我が町に合ったようないいものに仕上げていきたいと思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、はっきり言って例えば認知症の方は、持てと言ったって持たない。靴に仕込めとかICチップを体に埋め込めとか途方もない話があったりするんですけども、そういうことまでできないのでありますけれども、現実問題として、本当にやっぱり一番いいのは携帯電話なんですよ。携帯電話の位置情報というのは、一番しっかりしております。何とかそれを持っていただく、それについての伊根町からそういう携帯電話の購入について補助を出すまではいかないんですけども、何とかそういうものを購入していただいて、機能的に絞ったら割合安いものもあつたりしますのでね。そのところはしっかりと広報させていただきたいなと思っております。

そのような方が、これからも残念な事例が起きないように頑張っていきたいと思っております。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

次に、敬老事業の取組について及び「生理的貧困」についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

初めに、敬老事業の取組について質問いたします。

伊根町では、毎年敬老事業として75歳以上の町民を対象に敬老会（敬老慰安演芸会）を実施しています。予算規模としては約200万円程度です。事業対象者数は年々減少傾向で、令和元年度の対象者は614人でした。参加者数も年々減少してきており、令和元年度は166人の参加でした。参加率は約27%となります。旧友との交流を温め合い、また生で漫才や大道芸などを見る機会も少ない中で、年に一度のこの敬老会を楽しみにしている方は少なくないと思っております。

しかし、昨年はコロナ禍で様々な取組が中止になる中、敬老会も開催が中止され、多くの落胆の声を聞きました。今年度の開催がどうなるかは、今後の変異株の発生状況など未知数の事柄が関わってくるため、開催するのかもしれないかの判断は難しい点もあると思っております。

しかし、準備期間等を勘案すると、どちらにしても判断する時期に来ているのではないでしょう

か。町民の皆さんの感染リスクを抑え、安心安全を守りながらの敬老会の開催となると困難がつきまとうと思いますが、今年の敬老会の開催についてどのようにお考えでしょうか。

また、最悪の場合、開催できなかったとしても何らかの敬老事業の実施を考えていただきたいと思います。これまでの敬老慰安演芸会についても、参加したくてもできない方に対する配慮があってもいいのではないかと町民の声も多く聞いています。確かに参加したくないという方は別として、参加したくても何らかの事情で参加できない方もおられます。そのような方は毎年、敬老会の時期になると疎外感や不平等感を抱いておられたのではないかと思います。

数年前までは、参加できなかった人に対して町からの何らかの粗品が届けられていたと聞いています。また、2年ほど前までは、民生委員から敬老の贈り物が届けられていました。全ての方に平等に事業の取組を進めていくのは難しいところもあると思いますが、その努力と工夫はなされるべきではないでしょうか。事業対象者がはっきりしている以上、その方たち全員に敬老の気持ちを届けることが必要ではないかと思います。コロナ禍の今だからこそ、町民の皆さんに寄り添った敬老事業をお願いしたいと思います。町長の考えを伺います。

次に、生理の貧困について質問いたします。

コロナの感染拡大が収まらず、雇用や生活への影響が続く中、今年3月4日、20代でつくる「#みんなの生理」が公表したオンラインアンケートが日本社会に衝撃を与えました。5人に1人が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したというのです。これを機に国会や地方議会で、生理の貧困についての論戦が活発になったのは皆さんご承知のとおりです。5月28日は世界月経衛生デーでした。世界各地でイベントが取り組まれ、生理の貧困をなくそうと交流しました。

スコットランドでは、公共施設で生理用品が無料で提供されるようになり、イギリスやオーストラリア、インドでも生理用品への課税が撤廃されるなどの動きがあります。日本では今までタブー視され、生理についての話題は避けられがちでした。しかし、コロナ禍でバイト先がなくなった、1日1食しか食べられないなどの学生の経済的な困窮が社会的に問題になり、全国の至るところで学生への食料支援などが行われることになりましたが、この取組の中で生理用品が買えないという女性の声を受け、急遽支援物資に生理用品を追加して支援するようになりました。生理の問題は、人権と健康、ジェンダー平等の問題であると社会的な認識になってきていると思います。

そんな中、内閣府の男女共同参画局は、5月28日、生理の貧困への対策で全国255の自治体が学校などで生理用品の配布の実施、または検討しているとの調査結果を明らかにしました。そして、地域女性活躍推進交付金を活用して、新型コロナに影響を受けた非正規雇用の労働者、特に孤独、孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、地方公共団体がNPOなどの知見を活用して相談支援などを充実させるつながりサポート型の支援事業を追加しました。この事業は、NPOなどの民間団体が女性たちが互いに支え合う居場所の提供や女性用品の提供を行うもので、自治体がNPOなどに委託して行うものです。4月14日には文科省からも生理用品の提供など、この交付金の活用推進の連絡文書が自治体、教育委員会へ送られていると聞いています。

また、政府は、地域子供の未来応援交付金の活用の中でも、いわゆる生理の貧困対策として生理用品購入費用も対象になるので活用するように勧めています。

5月の京都市議会では、補正予算で国の交付金を活用して小中高校、総合支援学校での生理用品の学校配布が決定されました。生理の貧困は、女性や子供の健康と厳密に関わるものです。NPOには社会福祉協議会も当てはまるということなので、伊根町においてもこの制度を活用していくことが必要ではないでしょうか。

公共施設や学校等には、今はトイレットペーパーが置かれているのは当たり前になっています。生理用品についても設置されているのが当たり前となるように取り組んでいくことが求められていると考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

敬老の日は、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う趣旨であり、本町では老人週間に敬老会を開催しております。

本町の高齢者福祉事業でございますが、一般会計では、敬老会のみならず健やか運動教室などの健康増進事業、老人クラブへの支援、買物支援、予防接種費用の給付、介護用品の給付、泊泉苑、かじか苑の管理運営などがあります。また、介護保険特別会計では地域支援事業として配食サービス、緊急通報体制の整備、初期認知症対応型カフェへの委託など、様々な事業、施策を展開しております。敬老会のみならず、多岐にわたり敬老事業、高齢者福祉施策を展開しております。

ご質問の敬老会は、社会福祉協議会さんとの共催でありますので、相談の上、前年度、令和2年度はやむなく中止をいたしました。会そのものは中止としましたが、米寿、傘寿を迎えられた方々には、それぞれから記念のメッセージを添え、記念品をお届けに参りました。近づいてから可否を判断するのではなく、芸人さんの手配等々準備の都合もございまして、昨年は6月中に中止を決定したところでございます。

このコロナ禍の中、言われていたのは密閉、密集、密接、いわゆる3密の回避、さらには大人数での会食の自粛であり、敬老会はまさにそれに当たります。また、高齢者はより重症化するとも伝えられている中、やむなく中止を決定したところでございます。

1年たちましたが、ワクチン接種が始まったこと以外、状況に大きな変化はなく、ワクチン接種後の安全もまだ保障されたわけではなく、引き続き基本的な感染予防対策は続けなければなりません。今年度も開催を見送らなければいけないのではないかと、そう考えているところでございます。

議員、これまでから参加したくてもできない方がいて、疎外感や不公平感を感じていらっしゃるおっしゃいますが、具体的にどのような方でどのくらいおられ、どのように感じておられるのか、お伝えいただければ改善の糸口は見いだせるものと考えております。何事でも万人、全ての人が満足するという事はなかなか難しく考えますが、極力そのような方が出ないように相努めたく思います。

また、町のほうから参加されない方に粗品をお渡ししたと、町のほうからそういうことはしていないんです。そういうことはさせていただいておりません。しかしながら、民生児童委員協議会のほうで、自分とこの会費の中から、そこから捻出をされて対象者の方にティッシュペーパーをお配りになっておられたという、そういう経緯はございます。その事業についても、民児協さんのほうのお考えで、もうやめられたのかどうかは、そちらのほうのことでございますのでご理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、2点目の生理の貧困についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるアンケート結果には、私も大変驚き困惑をするところでございます。そして、世界の潮流というものも理解できるところでございます。

しかしながら、この日本において高校生以上の生徒学生で、日本でのアンケートは高校の生徒学生で700件弱の回答のようでありまして、実態を反映した結果であるのかどうか、ちょっと判断に迷うところでございます。

学生にもいろいろな学生がございまして。一口に申し上げることはできませんが、どのようなことを優先し、お金をかけるかによるのではないのでしょうか。必要不可欠、生活必需品からある種のぜいたく品までである中、何にお金をかけるかによって問題は異なるように思います。変な話ですね、生理用品が買えないと言っていた女の子の中、調べてみるとその女の子は携帯電話に十何万円というお金をかけていたという、そういう事例もあつたりするわけでございます。

本町では、そういう中でも本町においては、コロナ禍の中生活保護の申請が急増したとも聞いておりません。生活福祉資金のことで社会福祉協議さんに実態を伺ったところ、制度的に利用された方はあるようでしたが、この問題とは関係がないように聞かせていただきました。

女性や子供の健康や尊厳を守ることは、無論やぶさかではありませんが、現在、生活困窮者に対しては様々な支援制度があり、その仕組みの中では、生理用品は生活必需品として支援が行われているものと考えております。

しかしながら、我々男性には縁がなく、女性特有の問題であります。そして、その費用も長きにわたり必要となることは事実であります。本町でも、この問題で困っておられる方がおるやもしれません。

まだ案の段階ですが、例えば防災備蓄品に生理用品がございまして、そうでありますので、高校生

を含めた社会人には保健センターや社協で、必要な方にそれらをお渡しすることは可能と考えております。手渡しの仕方については一考の余地があるかと思ひます。

参考に今させていただいているのは、他の市町では窓口へ行きますとカードが置いてあります。来られた方はそのカードを持って窓口に出す、そのカードをもらった職員は生理用品を袋詰めのものにしてそれをお渡しする。会話は一切ございません。これはなかなかいい方法かなと、そのように思っております。

小中学校におきましては、伊根町においては以前から保健室に生理用品を常備いたしまして、必要に応じて支給をしております。修学旅行などでも適切に対応をしております。また、女子トイレのほうに常設という話なんですけれども、現状の今までのような小中学校におけます対応は使用頻度は極めて少ないんですね。極めて少なくございます。そうでありますので、トイレのほうに設置をいたしますと劣化するんですね、ずっと置きっ放しになって。そうありますので保健室のほうで対応させていただくようになっております。

学生についての貧困もございます。しかしながら、学生については伊根町のほうでは奨学金をつくっております。そうありますので、今回コロナに対してその奨学金の枠を上乘せし、なおかつ制約をなくしました。これは女子に限りませんけれども、学生等々も困っているのであれば奨学金を活用いただきたい。こんなところで言うとはんまになっちゃうんであれですけども、逆に言えば女子に関しては生理用品の必要額ですね。ですから、いわゆる奨学金の2%から3%は返還免除、そういう方策も取れるのではないかなと考えております。

また、これは町の問題ではございませんけれども、これからの大きな課題であろうかと思っております。私などもこの年でありますので、こういう問題を男として口にすることがはばかれるような時代の人間でありまして、これ自体がいけないのだなと、ちゃんと問題と正対しなければいけないなと思うところでございます。

これは国の話になるんでしょうけれども、先ほども議員がおっしゃったように生理用品に対する非課税措置を取る。または大きく言えば40年、50年、そういう生活をしなければいけない、経費もかかりますので、女性についてはある一定期間、ある一定の女性控除などがあってもいいのかなと、そうすれば大分改善ができるのではないかなと。そうなりましても控除というのは税金の話ですからね。税金が払えない貧困者に対してどうなのか、そういう問題が残ります。

しかし、ちょっと難しいんですけども、この言葉の生理用品で困窮するのか、困窮しているから生理用品が買えないのか。我々としては、広く困窮というものについてしっかりと対応できるように頑張っていきたいと思ひます。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 敬老会に参加したくても参加できない方の意見も少し紹介します。

1つは、トイレが近くて尿取りパッドをしているけれども、それが臭ってしまうとちょっと周りの人に迷惑だから行きにくいなという方がおられました。それから、敬老会、お昼も挟んで結構長時間になるんですけども、これまでは密の状態、ちょっと横になりたいなと思うけれども、なんと何かみんなに悪いというか、そんな横になるぐらいだったら来んでもええやんかと思われたら嫌だし、そこまでしてしんどい思いをして行くのもちょっとはばかれるなという意見も聞きました。

それから、老老介護で旦那さんを介護していて、その人をほっといて行けないわとか、そのときショートやデイサービスに預けたらええやんかと言われるけれども、うまくそのタイミングが合わないということもあるし、そこまでして自分だけ楽しい思いをするのもお父さんに悪いなとか、そんなことをおっしゃる方もいらっしやいました。それぐらいですかね。

それと、生理の貧困ですけども、ちょっと幅が広くてちょっといろいろと考えが皆さんおありかと思うんですけども、1つは、トイレの個室に置いておくと劣化をされるといいますが、一つ一つパッケージに入っていて劣化するには結構月日がかかるので、そんな劣化のことをあまり考えなくてもいいかなと一つ思うのと、それと生理というのは、いつ、突然なることがありまして、トイレに行って、なった、そこで保健室に行ってそれをもって処置してとなると、休み時間って今、10分ぐらいですか。その間に保健室に行って処置してというのがすごく大変で、それは子供

にとってはすごくストレスになるのかなというふうには思います。そこにあつたらすぐにできるので時間的な余裕も生まれますので、そこはちょっと考えていただいてもいいのかなと思っています。

それと、私ごとになりますが、中学校でもそうですけれども、性教育との関係もあると思うんですが、かばんから生理用品を取り出してトイレに行くというのが、やっぱり何か男子に見られるとちょっと恥ずかしいというか、そんな感じもありまして、いかにして生理用品を分からず、みんなの目に触れないように取り出してトイレに行くかというので、すごくほかの女子もそうでしたけれども、苦勞をしているところはありました。それがちゃんとトイレに配置されていれば、そんな思いを生理期間中5日から1週間ぐらいですけれども、しなくても済むというのは、女子生徒にとってはすごく負担、ストレスは少なくなるんじゃないかなというふうには思いました。

町長もいろいろと考えてくださっているなということは分かりますので、伊根町の子供たちの実態とか女性の生活実態に合わせたいろんな取組を、これから町民さんの意見も聞きながら進めていってもらいたいなというふうには思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 具体的なことを挙げていただきました。トイレであつたり、横になつたり、老老介護であつたり。1点、こんな例を出すとあれなんですけれども、高齢者の健康体操をやっていますね。そうしますと、90歳過ぎた方で来ておられる方で、もうやめるというんですね、もう行きませんよと。どうしてと言ったら、もうこんな年でみんなに迷惑をかけるのは嫌だし、ようこんなおばあさんがいつまでも来るわとみんなが思つとるんじゃないかと、そう言われるんですね。私、答えるときに、あなたのような方のためにこういう体操、健康体操をやっているんだと、ぜひとも来てくださいと、そんなことは気にせんと来てくださいと。

この例にもあるように、トイレのことと何かで大変要らぬ心配をされているように思います。大変ですよ、確かに。ここではお酒も出ますので、男性の方でもう民生委員の方も連れていかれるんですけれども、介助しながら連れていく。途中で漏らされる方もおられますよ。そういうことは、我々はそういうことを前提にしてやっておりますので、あまりそういうことを気になさらずに来ていただければなど、そのように思います。横になっておられる方もおられますよ。また、老老介護で、うちのおじいちゃん、ほっとくわけにいかんし、何とかその辺のことも事前に相談いただければ対策を考えたいと思います。

女子の生理用品についてですね。先ほども申し上げましたように、極めて使用頻度が少ないです。そうありますと、備えつけにしておきますと1年、2年ほつたらかしになつたりするんですね。そういう意味合いで保健室のほうで適切に保管しながら。

それと、いわゆる貧困でそういうものを自分で用意できなくて支給してほしいということの観点なんです。そうありますので保健室で用意させていただきます。それと、保健室にそういうものを私、ないからくださいよと相談に来て支給する。相談が大事なんです。その後のその子の心と体、衛生について、保健室のほうで来た子に対しての相談に乗ってあげることが大事なんです。そうしないと、トイレだけに置きっ放しではそこがクリアできない。そういうこともあつての保健室ということになっている。なかなかこれも、私も相對して子供たちの意見を聞いておるわけじゃないのですけれども、そういう意図であります。聞かせていただいたことは、教育委員会とも相談しながら検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

休憩します。10時55分まで休憩といたします。

休憩 10時43分

再開 10時54分

○議長（濱野茂樹君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ふるさと応援基金による寄附金指定項目の増設についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。1番、和田議員。

○1番（和田義清君） それでは、まず一般質問に入る前に、今回の集団ワクチン接種が報道されたことにより、役場を中心に寄せられた抗議等の対応に尽力されました関係者の皆様、そして集団

ワクチン接種に尽力されておられる関係者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。

議会開催初日に議長並びに町長が冒頭の挨拶で示されたとおり、当町で行われておるワクチン接種は国の指針と方針の下、任意の上で行われております。当然、町民の中にも打ちたい人もいらっしゃるが打ちたくない人もいらっしゃいます。どちらも個々の意思が尊重された上でワクチンの接種は行われております。

このことに対して、ワクチン接種自体や役場が持つ行政サービス機能を阻害することを目的とした抗議活動は極めて的外れな行動であり、町民の1人としても到底受け入れられるものではないと思っております。

国際社会に蔓延している新型コロナウイルスは、人類にとってまだ完全に解明されていない未知のウイルスであり、それに唯一対抗できるのが現在のワクチンであります。ただしこれらのワクチンも、日本の安全基準からはほど遠い治験人数、治験期間を経っていないため、賛否両論あるのも事実でございます。それゆえに国の指針、方針に従い、強制ではなく任意の上で行われているものであります。ワクチン接種は、個々のリスク対比による選択であります。新型コロナに感染した場合のリスクと、ワクチン接種を受けた場合に想定される副反応とのリスク対比であり、ゆえに任意の上でワクチン接種は行われております。現況において、今後においても恐らくゼロリスクというのは現実的ではないと思っております。

現在、この件に関する騒動は収束を見せ、通常の日常業務を取り戻していると聞いております。この一件を機に、町民の中には一抹の不安を抱いている方々もいるやもしれません。町民代表である一議員として、今後においてもワクチン接種に関して町民の方々から相談事等を受けた際には、行政と連携し、引き続き安心安全な生活が担保できるよう、議員活動に邁進していく所存であります。

それでは、通告書に基づき、ふるさと応援基金による寄附金指定項目の増設について、私の一般質問に入らせていただきます。

現在、ふるさと応援基金による寄附金の指定については、伊根町ふるさと応援基金条例第2条にて定められております。

1つに、舟屋の維持・保全及び整備に係る事業、次にまち並みの美化、景観の形成等に係る事業、そして少子・高齢化対策に係る事業に指定されております。その用途についても、第1項で今述べました3点に加え、観光振興と農林水産業に係る事業の合計5つが指定されております。

伊根町の基金明細表を見ましても、伊根町活き生きまちづくり応援基金、これに町の拠出分とMINTO機構拠出分、そして少子高齢化、舟屋保存、町並み美化、農林水産振興、観光振興、犯罪ゼロのまちの順で7つの項目に基金として分けられております。今回の私の一般質問は、ここに文化財保護を目的とした基金項目を付け加えるべきとの考えに対し、町長の見解を伺うものであります。

その理由として、まず1点目に、町内にある国、府、町の指定選定、登録されている文化財、中には美術工芸品、建造物、無形・有形民俗文化財は、これまでの舟屋群をメインとした伊根浦観光を年間を通し、さらに魅力的かつ深みのある観光に発展させていく上で必要であると考えます。伊根浦の舟屋群が形成されていった歴史を文化財保護とともに掘り起こし、伊根浦散策ガイド等に活用すればさらなる魅力的な観光が形成されると考えます。

2点目に、伊根浦の歴史をひもとく観光形態が新たに形成され、それが普及すれば他の町内区域への観光客さんの興味も湧き、伊根町観光を核とした集客効果を町内の他地域にも波及させていくことが可能と考えます。

3点目は、町内観光の核となっている伊根浦以外の他地域において、伊根浦観光で得た集客の波及効果とこれまでの観光政策を有効に生かし、他地域に波及させていくためには、文化財を観光資源として活用することが必要と考えます。

4点目は、文化財を維持、保護していく上で、金銭的な面においても国や府の補助事業を活用する際にどうしても政教分離の壁があります。実際に国や府の補助事業を申請する際、対象から外れることもあり、対象となり得ても決められた上限額や補助率では文化財の保護や維持が、集落や地域団体によっては困難な場合があります。

5点目は、4点目の補足的な説明というか意味合いの強いものになりますが、少子高齢化率の高い地域や地区において文化財保護自体が実質困難な現実があります。町内の文化財保護をする立場にある関係者や団体等からも文化財保護の際に活用できる基金創設を求める声もあります。

6点目に、町内出身者や伊根町ファンを自負され、定期的なふるさと応援基金に寄附する方からも文化財保護の指定基金枠を求める声を聞きます。新たな文化財保護基金枠の創設は、我が町のさらなる関係人口、交流人口の拡大に寄与できると考えます。

以上の理由から、条例改正も視野に入れた文化財保護を目的とした基金枠の創設が必要と考えます。

今回の私の一般質問ですが、3月議会でも長谷川議員がふるさと納税について一般質問されました。その中で寄附金の使途が多様化しているため、追加改正を行うべきではないかとの質問に対し、現条例の第2条第3項において、町長は、第1項に規定する事業のほか個別の施策を指定して寄附金を募集することができる、このことが規定されていることから第1項に規定されている5つの事業以外であっても、それが単年度であっても数か月であったとしても、1つの事業として町長が指定すれば条例改正せずとも多様化する寄附金使途に対応可能である、よって、伝建物活用事業や海岸保全事業などの施策では伊根町の豊かな自然環境及び町並みを後世に継承していくとともに、秘めた資源を生かしたまちづくりを進めるという条例の趣旨に基づき、町長が合致すると認めた個別政策への充当も打ち出した上で、ふるさと納税寄附金の募集を検討するとの答弁をされておられました。

しかしながら、文化財保護については長期にわたることも予測され、施策によっては長期計画を見据えて進めていくことを考えると、単発的な寄附金の基金額では対応が困難かと予測します。前議会での長谷川議員の一般質問に対する町長の答弁内容については、異論があるわけではございません。深く賛同しながら拝聴しておりました。そして、ぜひとも郷土の歴史や文化伝統も後世に継承し、秘めた観光資源を生かし、共にまちづくりを進めていければと考え、今回の一般質問に至りました。町長の答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ふるさと応援基金による寄附金指定項目の増設について、お答えをいたします。

議員おっしゃったとおり、3月議会の長谷川議員の一般質問でも答弁させていただいたところですが、伊根町のふるさと納税は、基金条例を設け、「伊根町の豊かな自然環境及びまち並みを後世に継承していくとともに、秘めた資源をいかしたまちづくりを進めるにあたり、ふるさと伊根町への想いを持った人々からの寄附金を財源に、特色あるふるさとづくりとまちづくりに資する」という目的の下、広く寄附金を募っております。

その使途は、条例の第2条第1項で規定をしており、議員、ここでは3つしか書いておられなくて付け加えのように言われましたけれども、平成27年12月議会で、4つ目、観光振興に係る事業、5つ目、農林水産業の振興に係る事業の2つを追加し、現在5つの事業をその使途とし、その中から寄附者が指定できるとしております。

1つに、再度申し上げますが、舟屋の維持、保全及び整備に係る事業、2つにまち並み美化、景観の形成等に係る事業、3つに少子・高齢化対策に係る事業、4つに観光振興に係る事業、5つに農林水産業の振興に係る事業。さらに、改正の際には、新たに第3項を設け、「町長は、第1項に規定する事業のほか個別の施策を指定して、寄附金を募集することができる」という事項も追加しております。

ご質問は、文化財の保護を目的に付け加えるべきとのことで、6つの理由を提示されております。1つ目、文化財がさらに魅力的かつ深みのある観光に発展していく上で必要。2つ目、文化財による新たな観光形態の形成で、伊根浦の集客効果を他地域にも波及できる。3つ目、波及効果を町内全体に生かすには文化財を観光資源として活用することが必然。4つ目に、文化財を保護していく上で、金銭面で補助事業を活用する際に政教分離の壁がある。5つ目、少子高齢化、地域においては文化財保護自体が困難、文化財を保護する関係者から基金創設の求めがある。6つ目、ふるさと納税される方から文化財保護を使途とするよう求めがある。

1つ目から3つ目は、観光資源として活用するため文化財保護が必要。4つ目は、補助金活用には政教分離の壁がある。5つ目は、文化財保護基金創設を求める声がある。6つ目は、寄附者から文化財保護の指定枠を求める声がある。そういう趣旨かと思えます。

観光資源として活用するための文化財保護については、寄附という観点からすると、文化財保護なのか観光振興なのか、曖昧さを感じます。文化財であれば、基金を設けずとも、教育委員会において伊根町指定・登載文化財等補助金交付要綱を設け、伊根町指定文化財、伊根町登載文化財の適正な保存のために要する経費の一部を補助率2分の1、上限100万円で支援させていただいております。

補助金活用には政教分離の壁があるという点については、ふるさと納税によって創設した基金であっても、政教分離は当然守らなければいけないもので、基金だからといって宗教法人等に補助金支出ができるものではありません。文化財保護基金創設を求める声、寄附者から文化財保護の指定枠を求める声、これについてはそういった声は町には届いてはおりません。

そうは申しましても、議会の場で議員が「声がある」とおっしゃることを否定するつもりはなく、ふるさと納税を文化財の保護に充当してはどうかという趣旨を否定するものではございません。

ただ、住民の皆さんがどの程度文化財保護への支援を求められているのか、先ほどの補助金については、近年申請はほとんどありません。その原因は、補助率、上限額の問題なのか、ニーズなのかは定かではありません。

議員がおっしゃる文化財保護を目的とした基金は、現行の伊根町指定・登載文化財等補助金交付要綱では、文化財保護が十分に行えていないため、その拡充のためにふるさと納税を活用せよとの意図なのか、何か特定の文化財保護事業があり、そこへの支援を求められているものなのか、その辺は分かりませんが、基本的に文化財自体の所有者は町ではありませんので、文化財保護を目的に町が行えることは、個人、法人が所有する文化財を自分で保護、保存することに対する補助金支出になるものと考えております。

議員、文化財保護に対する支援を求める何か大きな案件や、または何か寄附の申出などの相談を受けておられるのであれば、町、教育委員会のほうにも一度ご相談されるよう働きかけていただければと思います。その内容によりましては、新たに6個目の使途として、文化財保護を加えるのか、基金条例を改正せずとも実施できる個別施策を使途としたふるさと納税寄附金の募集を行うか、検討させていただきたいと考えます。

しかし、先ほど申しあげましたように、町が行う文化財保護は財政的支援であると考えており、現在の補助要綱において交付申請があまりない現状において、条例改正を行ってまで文化財保護枠を設ける必要があるかどうかという点では、その必要性は感じておりません。

申し添えますが、たとえ基金であっても一般財源と同じように政教分離に反する内容の使途にはお応えすることはできませんので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 1番、和田議員。

○1番（和田義清君） 一般質問の中で政教分離の壁という言葉を出すのも、私も一瞬迷ったところではありますが、政教分離のところに関しましては、今町長がおっしゃったように至極そのとおりであったと思います。

ただ、文化財保護に関しましては、町長おっしゃったように一定、特定の物件に関する補助事項であれば、町長おっしゃるように、町長の個別施策としての町長が認めれば充当策というのは、私はもちろんそれでいけると思うんですが、町内に各ある文化財保護で町のほうには上がってきていないというふうに申しましたけれども、私のほうで、とある神社と文化財保護の責任者の方から、ぜひそういう基金枠があれば活用したい、要望書等を出すのであればぜひつくって、一緒に名前を連ねて出してほしいという声も聞いておりますので、そのあたりはしっかりもう一度私のほうで精査して、本当に文化財保護枠を条例を改正してまでつくるのか、創設するのか。それとも町長、今おっしゃったように個別で充当政策でやっていけるものであるのか、その辺もう少し私のほうでしっかりと町民の声を聞きながら、長期的にこの件に関しては見極めていきたいと思っておりますので、その際に関しましては、検討のほうをひとつよろしく願いして私の一般質問とさせていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

最後に、海岸保全について及び水上バイクの規制についてを通告議題とし、中嶋議員の発言を許します。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 初めに、今回のワクチン接種に際して、6月中に町民のワクチン接種希望者全員に2回目の接種が終わるという予定とのことで、医療関係者並びに役場職員の皆さんに心より感謝申し上げます。住民の健康を守るという決意の下で、外部から誹謗中傷があるにもかかわらず準備を重ねられ、休日返上のご尽力のおかげで迅速にワクチン接種が進んだことに大変感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、海岸保全についてであります。

京都府丹後沿岸海岸保全計画では、海岸の防護、景観、親水、利用に基づき海岸保全が行われております。伊根町でもこれに基づいて伊根地区では海岸施設保全が着々と整備、進められております。

一方、ほかの地区に目を移すと、計画は上がっていないのが現状ではないでしょうか。近年の地球温暖化による気候変動や異常気象で海にも大きな変化が起こっております。今年の2月下旬をはじめ、毎年台風シーズンには、高波による越波で本庄浜地区や泊地区の沿岸家屋に、浸水または打ち上げられた砂の被害が起っております。防護役割としての消波ブロックはありますが、一部は老朽化し、役割を果たしていないものを見かけます。沿岸住民の財産と生命の安全を守るため、今後の計画的な修繕、保管理が必要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

もう1点、水上バイクの規制についてであります。

これから夏のシーズンを迎えます。浦嶋漁港には特別な決まり、規制がないため、近辺の規制を逃れて多くの海上バイクを楽しむレジャー客が訪れます。中にはバーベキューを行い、飲酒を行い、無謀な運転をする者や、また見えない岩場での密漁行為をする者も見かけます。漁師も被害を受けていると聞きます。

また、ごみの放置も深刻な問題となっております。全国においては、毎年夏の水面上バイクによる事故が発生しており、伊根町でも事故が起らないとも限りません。事故が起こる前に対策を講じる必要があるのではないかと思います。

また、隣接には海水浴場もあり、安全で静かなきれいな環境の維持を望みますが、町長の見解を伺います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、中嶋議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の海岸保全についてでございます。

初めに、基本的なことを申し上げます。漁港施設の整備は大きく分けて、1つに漁業者が安全に効率的に活動するための漁港施設、いわゆる防波堤、岸壁、船揚げ場、漁労に従事する用地など、2つに、国土保全のための海岸保全施設、離岸堤、突堤、道流堤、護岸などでございます。そのように分類をされます。

そのほかにも漁村集落の上下水道、公園及び防災安全などの環境を整備する漁業集落環境整備があります。また、それらの施設を維持保全するための長寿命化事業もメニュー化されております。

1つ目として申し上げました漁港施設については、伊根町では町内の5漁港の漁港施設整備を完了しており、現在では長寿命化計画により老朽化した施設の整備を行っております。

2つ目の海岸保全施設整備事業は、本庄浜の浦島漁港と泊漁港は平成元年度に完了し、伊根漁港の護岸整備が事業実施中であります。また、浦島漁港と泊漁港は、長寿命化計画により海岸保全事業を実施中でございます。議員は計画が上がっていないと申されますが、ほとんどの計画は完了をしております。それが現状でございます。

近年の地球温暖化による気候変動により集中豪雨が激甚化しており、毎年のように「これまでに経験したことがない」、そういうフレーズをよく耳にします。海域におきましても、波の高さがこれまでにない高さだ、そういった話をよく聞くようになっております。

そのような中で、本年2月に本庄浜、泊では、高波により土砂が町道や駐車場に打ち上げられ、

堆積した事案があり、このときは砂浜を駆け上がった波が家屋周辺に及んだことをご指摘いただいております。

この件に関しては、堆積した土砂につきましては迅速に町道の維持工事により撤去を実施しました。波が及んだ家屋周辺部は、波返しつき護岸を延長20m、50cmのかさ上げを実施しております。その効果状況を見て延長の予定を計画したいと思っております。

そこで、計画的な修繕と保全管理が必要とのご質問でございますが、保全管理が必要な施設は長寿命化計画に基づく工事で、簡易なものは維持修繕工事で実施をしており、今後も必要な事業は適時実施をしております。

越波対策としての新たな海岸整備工事は、計画事業が完了しているため、大規模な事業計画は考えておりません。

次に、水上バイクの規制についてでございます。

浦島漁港に限らず他の漁港区域においても、漁港漁場整備法、その他の関係法制に基づく漁港管理者による特別な規制はありません。漁港の規制というのはどこも一律でありまして、浦島漁港のみ特別な規制がないわけではないということでもあります。

しかし、京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例により、海水浴場への近接や侵入に対し、水上バイクを含むプレジャーボートへの規制がなされております。また、これには舟屋や漁業操業者付近を通行する際の遵守規定も設けられております。

今回、水上バイクの問題を幾つか上げていただいておりますが、事故や飲酒は水上バイクにかかわらず釣り船を含むレジャーボート全般を含み、またその他、密漁、漁港施設でのバーベキュー、ごみ不法投棄、そういった問題は船舶を利用しない方も該当する問題であります。

ご指摘の問題は、水上バイクに乗る方ではなくモラルのない方や密漁などを行う犯罪者でございます。これらは、しっかりとした監視や取締まりが重要であると考えます。見つけたら保安庁、警察にご通報願います。

海面の利用については、観光協会（海の京都DMO伊根支所）からの呼びかけで地域、漁業者などの海面利用事業者、警察、保安庁などと、海面利用に関わる安全対策の検討も進めております。町としても、問題共有やルールづくりに協力してまいります。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） ありがとうございます。

海岸保全については、町長は平成元年にもう完了しているというふうに答弁いただきましたが、それから30年以上経過しており、刻々とやっぱり状況が毎年気候変動によって海の状況も変わると先ほど申しましたけれども、施設のやはり更新も絶えず考えながら、沿岸住民の財産と生命を頭に置きながら整備を進めていただきたいと思います。

住民の方々からの言葉の端々には、大型事業はまず伊根地区から始まってほかの地域は忘れられているような、そういう言葉も聞きますので、伊根町全体がそういう恩恵を受けるようなそういう事業、進め方をお願いしたいと思います。

水上バイクの規制に関しては、早朝から爆音を立てて、シーズンの期間中は本当に頭の上にハエが飛ぶような感じのそういういらした住民の生活、脅かされるようなそういう事態も起こっておりますので、やはり監視、いろんな関係機関と連携を取りながら、保安庁、警察も含めて町のほうからも要望対策をお願いしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員、ちょっと認識が間違っているんじゃないかと思うんですね。全ての漁港について計画を立てて済んでおります。済んでいて、そこへ老朽化してきたものはストマネ、長寿命化で実施しております。ちゃんと維持管理しております。何か大きな事業は伊根から、見てくださいね。伊根地区のどこにそんな大きな防波堤がありますか。蒲入にも、本庄浜にも、本庄浜は府の代行で30億円かけてあの防波堤を造った。今、崩れちゃいましたけれどもね。新井崎にも泊にも、伊根地区のどこにそんな防波堤がありますか。大きな工事しておりますかね。1点だけあ

りますね、海岸保全。それはずっと海岸保全が続いています。それはありますが、何か言われている意味がちょっとよく分からない。計画は立てて、何年もかけてその計画を遂行し、出来上がったものに対しては長寿命化で頑張っております。ささいなものは維持管理で実施をしております。特におかしいところがあれば、また指摘をいただければと思います。

水上バイクについては、本庄浜のほうでは、議員そのようにおっしゃいますが、いつとき誘致というんじゃないけれども、呼んでおられたんですね、いらっしゃい、いらっしゃい、住民の方がですよ。そういうこともやっておられた。それから、また、私、蒲入のほうで漁港飯を食べさせていただきましたが、だっとやってくる。みんな怒りますね、こんなやつらはと、うるさいなど。でもそれが岸壁に着いて漁港飯を5人、6人で食べられて、帰るときには「気づけて帰れよ」。問題はその辺にあろうかと思うんですね。すべからくこれから排除をしていくのか、逆にそういうものを我々のために利活用するのか。

しかしながら、しっかりとした府条例がありますので、それを守りながら警察に言わなければいけないものはいけないし、また漁港なんかでも伊根地区においては1か所排除しましたね。道路を通行止め、一切入れさせない。これは住民さんの要望でやりました。しかしながら、そういうことを本庄浜でもやってもらっても結構なんですけれどもね。それは協力させてもらいます。そうしますと、今度は漁業者も出入りできなくなったりするんです。自分たちも。その辺の兼ね合いがありますのでなかなか難しいところがございます。

あと、本庄浜の砂の対策については、毎年毎年予算を設けて撤去させていただいております。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、中嶋議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 発議第2号

○議長（濱野茂樹君） 日程第3、発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定についてを議題とします。

お諮りいたします。本案につきましては調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（濱野茂樹君） 日程第4、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（濱野茂樹君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は6月9日に開会し、会議に付された各議案について慎重審議いただき、議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なる協力を賜り、心からお礼申し上げます。

可決されました予算で議員より質疑のありました事業については、執行前に事業実施方法を精査いただくとともに、事業の速やかな実施と的確な進捗管理に努めていただきますようお願いいたします。

我々町議会も二元代表制の一翼を担う存在として、より一層高い問題意識と志の下、チェック機能としての役割を怠ることなく、町民の期待に誠心誠意応えるとともに、町長部局の皆様と力を合わせ、伊根町の発展に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種に従事いただいている職員に対し、再度心から感謝と敬意を表し、最後まで万全の体制で町民のために取り組んでいただきますようお願いいたします。ワクチン接種対応等多忙な中ではございますが、ご自愛いただき、引き続き町民福祉の向上をお願い申し上げ、令和3年第2回伊根町議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 11時37分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員